



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ナブテスコ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小谷 和朗
(コード番号 6268東証第1部)
問 合 せ 先 総務部長 松本 敏裕
(T E L 03-5213-1133)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することにつき、平成 26 年 6 月 24 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会（以下、「本総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬等として新株予約権を割当てる理由

当社は取締役（社外取締役を除く）の報酬体系につきまして、企業価値向上に連動した報酬体系への見直しを進めております。今般、「ナブテスコグループ中期経営計画（平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）」（以下、「中期経営計画」という。）のスタートとともに、中期経営計画の業績目標の達成を強く志向させるとともに、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的に、中期経営計画の業績目標の達成度に応じた株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

この株式報酬型ストックオプションは、平成 24 年 6 月 26 日開催の第 9 回定時株主総会においてご承認いただいた取締役報酬限度額「年額 350 百万円以内」（うち社外取締役分年額 30 百万円以内）の範囲内において、中期経営計画の達成度合いに連動して付与されますが、当社の取締役会で定める業績条件を充足しない場合は本株式報酬型ストックオプションが付与されることはありません。

なお、本総会に別途付議する「取締役 10 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の社外取締役を除く取締役の数は 8 名となります。

2. ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）については100株とします。

本議案の決議日（以下、「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整をするものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切捨てるものとします。また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。当社普通株式100,000株を、当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

(2) 新株予約権の総数

1,000個を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。

また、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺することとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日の3年後から10年以内で、当社取締役会で定めるものとします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にある者とします。但し、当社の取締役及び執行役員のいずれも任期満了により退任した場合、または、当社子会社の取締役もしくは執行役員に就任した場合は、新株予約権を行使できるものとします。

その他の権利行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

(8) 新株予約権のその他の内容

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

※上記の内容は、本総会において「取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

本議案が承認可決されることを条件として、取締役を兼務しない執行役員に対しても株式報酬型ストックオプションとして上記と同内容の新株予約権を取締役会の決議により割当てする予定です。

2. かかる新株予約権について、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割当てする個数は総数1,700個を上限といたします。

以上